

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

佐賀県教育委員会教育長 甲 斐 直 美

佐賀県教育委員会規則第2号

佐賀県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則
(佐賀県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
(分課) 第2条 略 <u>2・3</u> 略 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課～学校教育課 略 保健体育課 (1)～(5) 略 第8条 事務局に教育危機管理・広報総括監及び総体2024総括監を置くことができる。 2 前項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を掌理する。 <table><tr><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td>教育危機管理・ 広報総括監</td><td>危機管理及び広報に関する事務</td></tr></table>	職	職務	教育危機管理・ 広報総括監	危機管理及び広報に関する事務	(分課) 第2条 略 2 事務局の本庁に次の組織を置く。 <u>教育DX推進グループ</u> <u>3・4</u> 略 第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。 教育総務課～学校教育課 略 保健体育課 (1)～(5) 略 (6) <u>SAGA部活の推進に関すること。</u> 第8条 事務局に教育危機管理・広報総括監を置くことができる。 2 <u>教育危機管理・広報総括監は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。</u>
職	職務				
教育危機管理・ 広報総括監	危機管理及び広報に関する事務				

改正前		改正後						
総体 2 0 2 4 総括監	全国高等学校総合体育大会（以下「総体 2 0 2 4」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA 2 0 2 4」という。）との連携並びに SAGA 部活の推進に関する事務							
第 9 条 略		第 9 条 略						
2 事務局に推進監及びリーダーを置くことができる。		2 事務局に推進監を置くことができる。						
3 略		3 略						
4 第 2 項に規定する職にある者は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じ、それぞれ上司の命を受け、同表の右欄に掲げる事務をつかさどり、所属の職員の服務について指揮監督する。		4 推進監は、上司の命を受け、教育 D X に関する事務をつかさどり、所属の職員の服務について指揮監督する。						
<table><tr><th>職</th><th>職務</th></tr><tr><td>推進監</td><td>教育 D X に関する事務</td></tr><tr><td>リーダー</td><td>総体 2 0 2 4 の開催及び SAGA 2 0 2 4 との連携に関する事務</td></tr></table>		職	職務	推進監	教育 D X に関する事務	リーダー	総体 2 0 2 4 の開催及び SAGA 2 0 2 4 との連携に関する事務	
職	職務							
推進監	教育 D X に関する事務							
リーダー	総体 2 0 2 4 の開催及び SAGA 2 0 2 4 との連携に関する事務							
5 略		5 略						
第 12 条 略		第 12 条 略						
2 略		2 課に企画主幹を置くことができる。						
3 副課長は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。		3 略						
(1) ・ (2) 略		4 副課長及び企画主幹は、課長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。						
4 第 2 項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。		(1) ・ (2) 略						
第 13 条 略		5 第 3 項に規定する職にある者は、上司の命を受けて、課の分掌事務の一部を処理する。						
		第 13 条 略						

改正前	改正後
<u>2</u> 略 <u>3</u> <u>副室長は</u>、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。 (1)・(2) 略 <u>4</u> <u>第2項に規定する職にある者は</u>、上司の命を受けて、室の分掌事務の一部を処理する。 第15条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、<u>総体2024総括監、推進監及びリーダー</u>を補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。 2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監、<u>総体2024総括監、推進監及びリーダー</u>を補佐するため、参事、技術監、副課長、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。 3 第1項に<u>規定する職にある者は</u>、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。 (1) <u>総体2024の開催及びSAGA2024との連携に係る指導主事の事務に関する調査及び企画に関すること。</u> (2)～(4) 略 4 第2項に<u>規定する職にある者は</u>、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。 (1) <u>総体2024の開催に関すること。</u> (2) <u>SAGA2024との連携に関すること。</u> (3)～(7) 略 第18条 第9条、第11条、第12条、第15条及び第15条の2に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長、調整主幹、副主	<u>2</u> <u>室に企画主幹を置くことができる。</u> <u>3</u> 略 <u>4</u> <u>副室長及び企画主幹は</u>、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。 (1)・(2) 略 <u>5</u> <u>第3項に規定する職にある者は</u>、上司の命を受けて、室の分掌事務の一部を処理する。 第15条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監<u>及び推進監</u>を補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。 2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監<u>及び推進監</u>を補佐するため、参事、技術監、副課長、<u>企画主幹</u>、調整主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。 3 第1項の<u>職のうち第2条第2項に規定する組織に置かれた職</u>にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。 (1)～(3) 略 4 第2項の<u>職のうち第2条第2項に規定する組織に置かれた職</u>にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。 (1)～(5) 略 第18条 第9条、第11条、第12条、第15条及び第15条の2に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長、<u>企画主幹</u>、調整

改正前	改正後
幹、主幹及び係長を置くことができる。	主幹、副主幹、主幹及び係長を置くことができる。

(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)

第2条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(7) 略 (8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、<u>総体2024総括監</u>、課長、推進監、<u>リーダー</u>及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関すること (9)～(14) 略 2～4 略	(議決事項) 第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。 (1)～(7) 略 (8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、教育危機管理・広報総括監、課長、推進監及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関すること (9)～(14) 略 2～4 略

(佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育委員会事務局職員の職の設置等に関する規則（昭和33年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
別表（第4条関係） <table> <tr> <th>左欄（職員）</th><th>右欄（職）</th></tr> <tr> <td>指導主事</td><td>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、</td></tr> </table>	左欄（職員）	右欄（職）	指導主事	調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、	別表（第4条関係） <table> <tr> <th>左欄（職員）</th><th>右欄（職）</th></tr> <tr> <td>指導主事</td><td>調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、</td></tr> </table>	左欄（職員）	右欄（職）	指導主事	調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、
左欄（職員）	右欄（職）								
指導主事	調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、								
左欄（職員）	右欄（職）								
指導主事	調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、								

改正前			改正後		
		事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、指導主事			事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、指導主事
事務職員		調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員	事務職員		調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、統計主事、社会教育主事補、体育指導員、会計年度任用職員
技術職員		調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員	技術職員		調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定により置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、主任保健師、主任栄養士、学校保健技師、医師、栄養士、会計年度任用職員
社会教育主事		調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第2項、第13条第2項、第17条第2項又は第18条の規定によ	社会教育主事		調整主幹（佐賀県教育委員会事務局組織規則第12条第3項、第13条第3項、第17条第2項又は第18条の規定によ

改正前			改正後		
		り置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、社会教育主事			り置かれた職で、上司の命を受けて、事務又は所務の一部を処理する職及びこれに類する職を除く。副主幹及び主幹において同じ。）、副主幹、主幹、主任主査、主査、社会教育主事
略			略		

（佐賀県教育財産管理規則の一部改正）

第4条 佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）<u>第9条第2項に規定する職にある者及びその者が指揮監督する組織規則第15条の2第1項及び第2項の規定により置かれた職にある者からなる組織</u>（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。 (4) 略		（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) 略 (3) 所管換 教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）<u>第2条第2項に掲げる組織</u>（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。 (4) 略	

（佐賀県公立学校職員等表彰規則の一部改正）

第5条 佐賀県公立学校職員等表彰規則（平成2年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(具申) 第4条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。 (1)・(2) 略 (3) 県教育委員会事務局の本庁の課長、推進監、<u>リーダー</u>、室長及び教育事務所長 (4)・(5) 略 2 略	(具申) 第4条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。 (1)・(2) 略 (3) 県教育委員会事務局の本庁の課長、推進監、室長及び教育事務所長 (4)・(5) 略 2 略

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。